

August
2021

特定非営利活動法人
ピースデポ
<http://www.peacedepot.org/>
Email office@peacedepot.org

第 10 号

ピースデポ 脱軍備・平和 レポート

特集

安保法制施行から 5 年— 活動領域を拡大する自衛隊

2016 年 3 月に安保法制が施行されて、5 年が経った。自衛隊の活動がインド太平洋からアフリカまで世界に拡大し、日米軍事一体化が進む一方で、その活動において不透明な部分が増え続けており、戦後日本の掲げてきた専守防衛の理念が揺らいでいる。施行から 5 年、活動領域を拡大する自衛隊の動向を振り返る。

- § 安保法制成立前の自衛隊
- § 安保法制の国会論戦と自衛隊犠牲者の判明
- § 安保法制の基本構造
- § 安保法制施行後、日本政府がやったこと
- § 進んだ日米軍事一体化
- § 拡大する米軍艦艇・航空機の防護
- § まとめ—自衛隊の活動範囲の縮小と情報公開を

トピックス：

主要 7 か国首脳会議開催／韓国のミサイル制限の解除が決まる／国連報告書、「自律的な殺人兵器」がリビア内戦で使われた可能性を指摘／中国が軍備管理、軍縮、不拡散に関する方針を表明／長崎大、2021 年の世界の核弾頭一覧を公表／広島高裁が「黒い雨」訴訟で画期的判決、国は上告を断念

連載： 全体を生きる（33）

韓国民主化闘争と出会う（1）梅林宏道

平和を考えるためのガイド：

『青い山脈』 民主化時代の女神—原節子

日誌：2021 年 5 月 16 日～2021 年 7 月 15 日

[特集]

安保法制施行から5年— 活動領域を拡大する自衛隊

1. 安保法制成立前の自衛隊

安保法制が施行される前、自衛隊の海外での活動は、1991年の湾岸戦争後、ペルシア湾へ海上自衛隊掃海部隊（掃海母艦、掃海艇4隻、補給艦の6隻）を派遣したのにはじまり、1992年の国連平和維持活動（PKO）法の成立によって、カンボジアPKOに陸上自衛隊・施設部隊を送った。2001年9.11事件が起きると、テロ対策特措法によってインド洋でのアメリカ海軍をはじめとする各国の艦艇への給油作戦が2001年にはじまり、一度の中止をはさんで2010年に終了。2009年からは海賊対処法（恒久法）によるソマリア沖とアデン湾に海賊対処部隊（当初は護衛艦2隻、P-3C哨戒機2機、陸自の支援部隊等）を送っていた。それに伴って、ジブチ共和国のジブチ国際空港に海賊対処活動のための新活動拠点が設置された。南スーダンでのPKO活動（司令部要員、施設部隊約350名）も2012年からはじまっていた。

海外での演習・訓練では、海自が1980年から参加

しているアメリカ海軍主催の2年に1度の環太平洋合同軍事演習（リムパック、ハワイ）、航空自衛隊が1999年から参加している日米豪共同訓練コープ・ノース（グアム）、2001年からはじまった太平洋沿岸諸国の海軍が機雷掃海のノウハウを学びあう西太平洋掃海訓練（シンガポール、インドネシア等）などがあった。

陸自は2013年から「米国における米陸軍との共同訓練—ライジングサンダー」（ワシントン州ヤキマ演習場）を行うようになった。戦車などを日本から輸送して行う大規模な訓練である。2015年からは「米国における米海兵隊との共同訓練—アイアンフィスト」（カリフォルニア州キャンプペンドルトン）に30人程度と小規模ながら部隊を送るようになった。もっぱらPKO参加の訓練を行うカーンクエスト演習（モンゴル）もあった。これには中国も参加していて、自衛隊と人民解放軍が一緒に訓練する場面もあった。

振り返ると、日本国内での日米共同訓練は1978年に合意された「日米防衛協力のための指針」（最初のガイドライン）によって始まった（日米対潜特別訓練は例外的に1957年から実施）。

1985年から日米共同統合演習が行われるようになった（『防衛白書 - 平成11年度版』）。「日米共同統合」とは、統合された陸海空自衛隊と、統合された陸海空海兵の米軍が、共同して訓練するという意味である。

さて、安保法制が国会に上程されるまでの日本と中国の動きを簡単に振り返っておきたい。2012年、当時の野田内閣は尖閣諸島の国有化を実施。この時期は、胡錦涛政権から習近平政権への移行期に当たり、日中間の対話はうまく成立せず、国有化後はこれに反発する中国との対立が拡大した。

翌2013年12月、安倍政権の下で「防衛計画の大綱」が決定され、「中国は、地域と世界において、より協調的な形で積極的な役割を果たすことが強く期待される一方、継続的に高い水準で国防費を増加させ、軍事力を広範かつ急速に強化している。また、中国は、その一環として、周辺地域への他の軍事行動を阻害する非対称的な軍事力の強化に取り組んでいる」と見られる

ジブチ自衛隊基地

派遣開始当初は、空港に隣接する米軍のキャンプ・レモニ工の一部に間借りをしていたが、自衛隊独自の基地を2011年に完成させた。ジブチ共和国政府から12haの土地を借り上げ、整備用格納庫、隊員の宿舎、食堂、体育施設、事務所、電源施設などを47億円で整備。土地の賃料、現地で雇用している警備員などの労働者の人数は公開されていない（赤嶺政賢、馳浩議員の質問主意書に対する答弁書から）。しかし、基地労働者は2016年に「日本基地労働組合」を結成し、労働条件の向上などを交渉している。労働争議の発生も報道されている。

また、「厳しい環境下での任務に伴うストレスを解消するための休養を取得することにより戦力を回復」させるための予算として、2014年～2018年度に3億1500万円、2020年度には9200万円の予算がついている。主な使途はホテルの宿泊費用である。2021年4月、130名の規模でスポーツ交流会を実施、その結果、21名のコロナ感染者を出した。（防衛省資料などを基にピースデボ作成）

と、批判。これが2018年の大綱では「中国は力を背景とした一方的な現状変更を試みる」と批判がエスカ

レートした。

2. 安保法制の国会論戦と自衛隊犠牲者の判明

安保法制は、当時の安倍首相の諮問機関であった「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の2014年5月の報告書にもとづいて、集団的自衛権の発動を部分的に認める法律となった。「それ自体は武力の行使に当たらない我が国の補給、輸送、医療等の後方支援でも「他国の武力行使と一体化」する場合には憲法第9条の禁ずる武力の行使とみなされるという考え方」は、「その役割を終えた」とかなり乱暴で強引な論理を展開し、「実際にどのような状況下でどのような後方支援を行うかは、内閣として慎重に検討して意思決定すべき」とした。

国会審議では、当時の安倍首相は、「後方支援は安全な場所を指定して行わせる」と繰り返したが、多くの人々が疑問を投げかけた。戦争体験者も口を開いた。ソロモン諸島のガダルカナルで陸軍第7師団（旭川）一木支隊の機関銃中隊に所属していた当時23歳の男性は、補給物資を積んだ輸送艦が、「上陸しようとするそばからたたかれた。見ただけで8隻はやられた」という戦場体験を踏まえて、「当時も米軍は補給をたたけ

ばいいと分かってやっていた。後方支援といつても攻撃にまき込まれる可能性はあると思う」と語った（「北海道新聞」7月20日付）。イラクのサマワに衛生隊長として派遣された経験をもつ元自衛官の医師は「今後、危険な任務になればなるほど隊員の心の傷は深くなる。それを支える覚悟が政治家に、この国にあるだろうか」と衆議院特別委員会での採決に疑問を投げかけている（同7月16日付）。

国会論戦の中で、テロ特措法に基づくインド洋派遣やイラク特措法に基づくイラク派遣のなかで、派遣隊員の中から56名の自殺者が出ていることが明らかになった。

私も気になって、阿部知子議員を通じてインド洋イラク派兵の犠牲者を調べてもらった。そうすると派遣された延べ25,700人の隊員の内、自殺56名、病死45名、事故死21名、不明2名、計124名という信じられない数字が出てきた。これは、帰国後亡くなった人も含めたデータであるが、慄然とする思いだった。

3. 安保法制の基本構造

安保法制（注1）は、10本の法律を一括改訂した「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」（政府は「平和安保法制整備法」と略して使用）と、新法・国際平和支援法の2つで構成される。ここでは、そのうち平和安全法制整備法の4つの重要な法律と新法・国際平和支援法を、簡単に説明する。

①「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」

1999年に成立した「周辺事態法」を改訂し、「周辺事態」という言葉を「重要影響事態」に置き換えた。「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」（第1条）とされている。首相がこれを認定して基本計画を作成し、国会の承認を求める、となっている。

自衛隊は米軍などの外国軍に対して、後方支援活動として、補給、輸送、修理及び整備、医療、通信、空港及び港湾業務、基地業務ができる。新たに、宿泊、保管、施設の利用、訓練業務が加えられた。捜索救難活動では、補給、輸送、修理及び整備、医療、通信、

宿泊、消毒ができるとなっている。

周辺事態法の末尾にある別表1、2の備考にあった、「物品役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする」という制約事項を削除。「物品の提供には、武器（弾薬を含む）の提供を含まないものとする」から「弾薬を含む」という文言を削除。別表1の備考にあった「物品及役務の提供は、公海及びその上空で行われる輸送（傷病者の輸送中に行われる医療を含む）を除き、我が国領域において行われるものとする」という地理的な制約事項も削除（周辺影響事態法の条文は、全国憲法研究会編『憲法と有事法制』所収のものを使用した）。

②「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」

2003年に成立した「武力攻撃事態法」に「存立危機事態」を追加した。「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう」（第2条第4項）とされている。これが集団的自衛権を発動す

る要件になるのだが、具体的にどういう事態を指すのかは国会答弁にもブレがあり、曖昧なままだった。

③自衛隊法

これまでの「武力攻撃事態」に加え、「存立危機事態」でも、自衛隊の全部または一部に、防衛出動を命じることができるとした（第76条）。在外邦人等の保護措置とその際の権限（第84条の3、第94条の5）を追加、後方支援活動の際の権限（第94条の7）に「自己若しくはその保護しようとする活動関係者の生命若しくは身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合（第5号、いわゆる「駆け付け警護」）、「当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者若しくは自己と共にその宿営する宿営地に所在する者若しくは身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合（第6号、いわゆる「宿営地の共同防衛」）を追加し、それぞれに武器使用を可能とした。

④「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」

1992年に成立した同法に、「国際連携平和安全活動」（第3条第2項）を新設し、PKOではない活動にも国連の決議があれば参加できるとした。アフガニスタン戦争にともない設置された「国際治安支援部隊」（ISAF、2001～2014年）、「アフリカ連合ソマリアミッション」（AMISOM、2006年～）などの例がある。また、国際

平和協力業務に「防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体及び財産に対する危害の防止及び抑止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護」（第3条第5項ト号）、第25条武器の使用に「国際平和協力業務に関わる国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動に従事する外国の軍隊の部隊の要員が共に宿営するものに対する攻撃があったときは、当該宿営地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、武器の使用をすることができる」（第7項）を追加した。

一方、新規制定の国際平和支援法は正式には、「国際平和共同事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援行動等に関する法律」という。「国際平和共同対処事態」とは、「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動」が必要な事態（第1条）としている。国連決議がある場合に、「諸外国の軍隊」に対して、協力支援活動（物品、役務の提供）、捜索救難活動ができるとしている。「実施前の国会承認」が義務付けられている（第6条）。時限立法であったテロ対策特措法（2001年成立、有効期限6年）の恒久版と言えようか。この法律も一度も発動されていない。

4. 安保法制施行後、日本政府がやったこと

安保法制の国会審議がはじまる少し前の2015年4月27日に「新たな日米防衛協力のための指針」（新ガイドライン）（注2）が合意された。1978年、1997年に続く3度目のガイドラインである。安保法制と新ガイドラインはセットになっている。これに沿って、この5年間に日本政府と自衛隊がやってきたことを整理してみる。

安保法制の施行から5年が経過したが、幸いなことに重要影響事態、存立危機事態が発動されることはないなかった。しかし、7月5日、麻生太郎副総理兼財務相は、自民党衆議院議員の会合で講演し、「台湾で大きな問題が起きると、存立危機事態に關係していくと言ってまったくおかしくない。そうなると、日米と一緒に台湾を防衛しなければならない」と発言。軽率の極みと言わざるを得ない。

存立危機事態は、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生」することが前提となっている。中国が台湾に侵攻し、日米が軍事力でこれを阻止するということを想定しているなら、自衛隊がどのくらいの戦死者を出すか、数百人というレベルではすまないと私は考える（レーダーによる情報収集・米軍への情

報提供のために派遣したイージス艦（1隻あたり乗組員300名）、燃料の洋上補給のために派遣した補給艦（1隻あたり乗組員約140名）など複数の艦艇が、中国の対艦弾道ミサイル、巡航ミサイル等で撃沈され乗員が全員死亡することを想定した数字）。

さらに、在日米軍基地が攻撃された場合の民間人も含めた人命の損傷、経済的な影響などを考慮して発言されているか、と言いたくなる。

アメリカのミリー統合参謀本部議長が、上院歳出委員会で、「中国が台湾全体を掌握する軍事作戦を遂行するだけの本当の能力を持つまでには、まだ道のりは長い」「中国による台湾の武力統一が『近い将来、起きる可能性は低い』」と発言した（6月19日付「朝日新聞」）。これは一部の米軍幹部の発言を牽制し、修正する狙いがあったと思う。麻生氏の発言は報道されたが、水面下の日米の動きもあるだろうし要注意である。政治家には冷静な発言を、マスコミには冷静な報道をお願いしたい。

さて、新ガイドラインの「平時からの協力措置」にそつて、5年の間に、日本政府がやったことを以下の表で確認しておく。

[2015年、新ガイドラインIV日本の平和及び安全の切れ目のない確保] (抜粋)

A. 平時からの協力措置

1. 情報収集、警戒監視及び偵察

日米両政府は、日本の平和及び安全に対する脅威のあらゆる兆候を極力早期に特定し並びに情報収集及び分析における決定的な優越を確保するため、共通の情勢認識を構築し及び維持しつつ、情報を共有し及び保護する。これには、関係機関間の調整及び協力の強化を含む。自衛隊及び米軍は、各々のアセットの能力及び利用可能性に応じ、情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）活動を行う。これには、日本の平和及び安全に影響を与える得る状況の推移を常続的に監視することを確保するため、相互に支援する形で共同のISR活動を行うことを含む。

→準天頂衛星の打上げ、これまでのイージス艦よりレーダーの探知範囲が広いイージス艦「まや」、「はぐろ」の就役。電波情報偵察機RC-2の導入。

2. 防空及びミサイル防衛

自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル発射及び経空の侵入に対する抑止及び防衛態勢を維持し及び強化する。

日米両政府は、早期警戒能力、相互運用性、ネットワーク化による監視範囲及びリアルタイムの情報交換を拡大するため並びに弾道ミサイル対処能力の総合的な向上を図るため、協力する。さらに、日米両政府は、引き続き、挑発的なミサイル発射及びその他の航空活動に対処するに当たり緊密に調整する。

→イージスアショア導入が中止となり、イージスシステム搭載艦を検討中。

3. 海洋安全保障

日米両政府は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力する。自衛隊及び米軍は、必要に応じて関係機関との調整によるものを含め、海洋監視情報の共有を更に構築し及び強化しつつ、適切な場合に、ISR及び訓練・演習を通じた海洋における日米両国のプレゼンスの維持及び強化等の様々な取組において協力する。

→南シナ海、インド洋等海上自衛隊の訓練海域の拡大、インド太平洋方面派遣訓練。

4. アセット（装備品等）の防護

自衛隊及び米軍は、訓練・演習中を含め、連携して日本の防衛に資する活動に現に従事している場合であって適切なときは、各々のアセット（装備品等）を相互に防護する。

→米軍艦艇および航空機（特に爆撃機）の防護を実施。

5. 訓練・演習

自衛隊及び米軍は、相互運用性、持続性及び即応性を強化するため、日本国内外双方において、実効的な二国間及び多国間の訓練・演習を実施する。適時かつ実践的な訓練・演習は、抑止を強化する。日米両政府は、これらの活動を支えるため、訓練場、施設及び関連装備品が利用可能、アクセス可能かつ現代的なものであることを確保するために協力する。

→二国間訓練は日米、日英、日仏の訓練を実施、多国間訓練は日米豪印の枠組みでの訓練が増加。

6. 後方支援

日本及び米国は、いかなる段階においても、各々自衛隊及び米軍に対する後方支援の実施を主体的に行う。自衛隊及び米軍は、日本国内の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（日米物品役務相互提供協定）及びその関連取決めに規定する活動について、適切な場合に、補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない後方支援を相互に行う。

→日本海、東シナ海での米軍艦艇への燃料補給。

7. 施設の使用

日米両政府は、自衛隊及び米軍の相互運用性を拡大し並びに柔軟性及び抗たん性を向上させるため、施設・区域の共同使用を強化し、施設・区域の安全の確保に当たって協力する。日米両政府はまた、緊急事態へ備えることの重要性を認識し、適切な場合に、民間の空港及び港湾を含む施設の実地調査の実施に当たって協力する。

→最近の事例、2月～厚木基地に米陸軍のCBRN部隊が展開、6月米空軍のオスプレイが山形空港に緊急着陸。7月陸自奄美駐屯地に米陸軍のPAC3ミサイル部隊が展開。

※各項目末尾の「→以降」は、当該項目のその後の動向

5. 進んだ日米軍事一体化

日米共同訓練、多国間訓練は大きく増加した。その根本には米軍の对中国戦略がある。元自衛艦隊司令官の香田洋二は、米太平洋軍司令官であったハリー・ハリスから聞いた話として、アフガニスタンとイラクでの戦争の結果、「アメリカ軍は10年以上、本来は両用戦部隊である海兵隊も含めて“砂漠の戦い”しか経験していないということです。ハリス司令官の命題は、「砂漠、山岳作戦に全軍がどっぷりと浸かった」陸軍が、果たして太平洋や南シナ海の島嶼作戦に対応できるのかという問題意識でもあったのです」と語っている。

島嶼を戦場として陸海空海兵の4軍をどう動かすのかを米軍は考え、自衛隊がこれにどう連携していくのかを防衛省は検討したようだ。

拡大した訓練全体を見わたすと、地域的には南シナ海での訓練が、戦術的には揚陸作戦が最も重視されている。自衛隊は掃海も揚陸作戦の前提として見るようにになり、2016年7月に海自の編成を変更し、大型揚陸艦3隻を掃海隊群の隸下におき、20年10月には水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊を編成した。

①環太平洋合同軍事演習リムパック

2000年までは10隻前後の護衛艦を参加させていたが、以降次第に減少し2014年にはわずか2隻での参加となった。参加艦艇の減少は、海自が2年に一度の大演習よりも、アメリカ海軍との日常的な協力に重点を移したことの結果である。一方、長崎県の相浦駐屯地に拠点を置く西部方面普通科連隊が2012年から参加。「日本版海兵隊」と呼ばれる陸自初の水陸両用戦部隊である。2012年の尖閣諸島の国有化により中国との緊張が激化したことが背景にある。西部方面普通科連隊は水陸機動団へと再編成され、2018年からは水陸機動団としての参加となった。また同年からは自衛隊はじめて陸自・地対艦ミサイル部隊を参加させた。熊本県の健軍駐屯地に本拠を置く部隊である。洋上に浮かべた退役揚陸艦に向けて地対艦ミサイルを発射、命中させた。射程距離が100キロを超えるため、国内ではなかなかできない実射訓練をハワイで実施したのである。アメリカ陸軍は高機動ロケット砲システム・ハイマースからロケット弾を発射。ハリス元司令官のいう島嶼作戦へのアメリカ陸軍の参加が現実のものとなった。「島嶼防衛」を想定した日米共同作戦のテストだった。2019年に陸自は奄美大島に地対艦、地対空ミサイル部隊を配備した。そうした経緯から2020年のリムパックが注目されたが、新型コロナの感染拡大によりミサイル部隊の参加は見送りとなった。

②ペルシア湾内バーレーン周辺海域での掃海訓練（「米国主催国際掃海訓練」）

2012年から、2～3年に1度、実施されているが海自は毎回参加している。安保法制施行後では2016年と2019年に、それぞれ掃海母艦と掃海艇各1隻を参加させている。掃海母艦は掃海艇への補給を担当する艦艇であるが、約300発の機雷を搭載する「機雷敷設艦」である。しかし、海自は掃海、潜水訓練のみに参加了。

③海自インド太平洋方面派遣訓練

これは、新ガイドラインにいう「ISR及び訓練・演習を通じた海洋における日米両国のプレゼンスの維持及び強化等の様々な取組において協力する」という考え方を実行したものである。2018年（注3）、2019年、2020年と3回実施された。2018年の訓練の指揮を執った福田達也海将補は「法の支配にもとづく開かれた海洋を実現する」と寄港した国々で説いたという（「日本経済新聞」2019年2月6付）。自衛隊の指揮官が自らの行動の政治的位置づけを語りはじめたのである。2019年の訓練では、陸自・水陸機動団約30名を乗艦させ、陸自隊員を海自の艦艇が輸送する際の問題点を確認している。「いざも」を「護衛艦」と防衛省は呼ぶが、ヘリコプターを最大14機搭載するヘリ空母であり、陸自隊員450名を載せる施設をもつ兵員輸送艦でもある。

● 2019年インド太平洋派遣訓練（2019年4月30日～7月10日）（注4）

参加艦艇は「いざも」の他に、護衛艦2隻である。訪問国は、ブルネイ、マレーシア、フィリピン、シンガポール、ベトナムで、訓練期間は70日前後である。南シナ海では原子力空母レーガンとの共同訓練が2回もりこまれた。さらに、5月19日～22日に「日仏豪米共同訓練」を実施。「専守防衛」からはかけ離れたスマトラ島西方海空域（インド洋）で、フランス海軍の原子力空母シャルル・ド・ゴールとはじめての共同訓練を実施した。フィリピンのスルビック湾に寄港して帰国。

● 2020年インド太平洋派遣訓練（2020年9月17日～10月17日）

新型コロナのため、期間短縮。潜水艦を参加させ、南シナ海で対潜訓練を実施。これは、中国海軍の潜水艦に対する牽制効果をねらったもの。コロナ対策から、今回は、陸自水陸機動団は乗船していない。南シナ海で海自独自の対潜訓練、米海軍のイージス艦、補給艦と共に訓練を行った。

④日米印共同訓練マラバール

もともとこの訓練は、アメリカとインドの共同訓練であった。それに日本が加わり、2020年からはオーストラリアも参加した。ここでも「クアッド」の枠組みが重視されている。しかし、訓練を実施する海域は一定せず、その時々の米海軍の都合に振り回されているという印象を受ける。2019年の訓練では海自の大型補給艦「おうみ」(満載排水量25,000トン、全長210m)とイージス艦「ちょうかい」など、高性能の艦艇を参加させた。「おうみ」は各国の艦艇に補給活動を実施したと推測される。

2020年の訓練では、アメリカとインドが空母を参加させた。訓練を2回に分けて、ベンガル湾とアラビア海北部で実施した。コロナ感染の拡大を受けて、海自は参加艦艇を大幅に減少させた。

インド軍との共同訓練は「マラバール」以外にも実施されている。2019年4月にゴア沖で日印の哨戒機による対潜水艦作戦訓練、10月にはインド西ベンガル州アルジェン・シン空軍基地で、日印のC-130輸送機による物量投下訓練、不整地着陸訓練を実施した。インド陸軍との実動訓練(ダルマ・ガーディアン)が、2018年、2019年とインドミゾラム州の「対内乱・ジャングル戦学校及びその周辺」で実施された。陸自の参加は30名1個小隊規模。

⑤オーストラリアにおける米豪英軍との実動訓練(タリスマンセイバー)

2005年から2年に一度実施されている大規模な揚陸演習。米豪の動員兵力は約3万人である。陸自は2015年に約40名で初参加。2017年には約60名の陸自隊員を参加させた。2019年に参加隊員は一気に増加した。海自がヘリ空母「いせ」と大型揚陸艦「くにさき」で500名、陸自は330名。これは「くにさき」の施設(陸自隊員用のベッド330名分)をフルに利用したもので、1個大隊規模での参加である。自衛隊は海自の艦艇を使って、陸自の隊員を輸送したことはほとんどない。

PKOや海賊対処では民間旅客機を使用して隊員を移動させてきた。それが、とうとう大型揚陸艦での兵員輸送となった。陸自はオーストラリア軍と同時期に別の訓練も行っており、第12旅団第13普通科連隊(松本)の160名が参加した。計490名の参加である。

ところが、2021年のタリスマンセイバー21では、海自は護衛艦「まきなみ」のみの参加となり、陸自の参加人数も公表されなくなった。「豪軍艦艇を使用して、豪陸軍、米海兵隊及び英海兵隊と水陸両用作戦に係る訓練を実施」とあるのみである。新型コロナのせいか、それとも前回の訓練に問題があったのだろうか。

⑥米比共同訓練への参加

自衛隊はまだ安保法制が国会で審議されていた2015年6月21日、鹿児島県の鹿屋航空基地所属のP-3C哨戒機をフィリピンのパラワン島にはじめて派遣した。当時、中国が岩礁の埋め立てをしていた南沙諸島に面する島である。安保法制の施行直後の2016年4月3日には第1練習潜水隊所属の「おやしお」をフィリピンのスビック湾に派遣した。9月1日には海自の護衛艦「ゆうだち」と「ゆうぎり」がフィリピン海軍のフリゲート艦と共同訓練を行った。

こうした経緯を経て、2017年からはじまった米比共同訓練(カマンタグ)に陸上自衛隊は初回から中央即応連隊などが参加、2018年からは水陸機動団が参加。フィリピン人が運転する車で移動中、交通事故に巻き込まれ38歳の2等陸曹が死亡した。

この訓練、「人道支援・災害救助」を掲げているが、米軍、フィリピン軍が揚陸艦を出動させ、陸自も水陸両用装甲車AAV7を持ち込んで参加、実質的には揚陸訓練である。

また、海軍哨戒機の米比共同訓練(MTA SAMA SAMA)にも2018年から海自P-3C哨戒機が参加している。場所は2018年ルソン島西方海空域、2019年パラワン島東方海空域と発表されている。

6. 拡大する米軍艦艇・航空機の防護

そして、安保法制の中で最も多く発動されたのが、自衛隊法第95条の2、米艦艇と航空機の防護である。この4年間の実績は下記のとおりである。今年3月に防衛省交渉で詳細なデータの公開を求めたが、防衛省の担当者は「米軍との関係もあり、いつ、どこで発動したかは公表しないことにしている」と言い放った。安保法制が成立した時、誰もここまで自衛隊の行動が隠されてしまうとは思っても見なかった。当然、国会報告があると思っていた。

この限定された情報からわかるのは、海自による米

艦艇の防護は2017年の1回をのぞき、「弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動」の場面で、つまり、実際の任務の中で発動されているということだ。海自の日常的な行動は基本的に公開されない。日米共同訓練などは公開されているが、すべての訓練が公開されているわけではない。潜水艦も訓練で1回だけ南シナ海に行ったのか、日常的な行動なのかは不明である。日本海と東シナ海での共同パトロールの時に「防護」が発動されているのではと推測するが、実態はわからない。

空自による米航空機の防護は対象的に「共同訓練」だけで発動されていて、実際の任務での発動はいまのところない。ここでは、訓練の内容が問題である。2017年3月から日本上空に飛来する米戦略爆撃機(B-52、B-1)と航空自衛隊機の編隊航法訓練がはじまった。最初は「九州上空」に限定されていたが、次第に空域が拡大し、「日本海、沖縄北方を含む東シナ海上の空域」となった。参加する機数も拡大した。2021年4月22日の訓練では、B-52爆撃機2機、空自機15機と大規

模なものになった。訓練内容も「要撃戦闘訓練」が加わった。どうやらこの訓練で「防護」が発動されているようだ。つまり、爆撃機が攻撃されそうになったら、自衛隊機が迎撃戦闘をやるということだ。場所によっては、中国やロシアの戦闘機が出てくるかもしれない。そんな危険な訓練なのに詳細は非公開、私たちが知ることができるのは実際に衝突が起きて、報道された時だけである。

自衛隊による米艦艇、米航空機防護の実施状況

国名	合衆国軍隊等の「我が国の防衛に資する活動」別件数					
	警護対象 (自衛隊の警護体)	弾道ミサイルの警 戒を含む情報収集・ 警戒監視活動	我が国の平和及び 安全に重要な影響 を与える事態に際 して行われる輸送、 補給等の活動	我が国を防衛する ために必要な能力 を向上させるため の共同訓練	他	
2017年 計2件	"艦艇(艦艇) 航空機(航空機)"	0 0	0 0	1 1	0	
2018年 計16件	"艦艇(艦艇) 航空機(航空機)"	3 0	0 0	3 10	0	
2019年 計14件	"艦艇(艦艇) 航空機(航空機)"	4 0	0 0	1 9	0	
2020年 計25件	"艦艇(艦艇) 航空機(航空機)"	4 0	0 0	0 21	0	

*防衛省の各年発表データをもとに木元作成。

7.まとめ—自衛隊の活動範囲の縮小と情報公開を

6月12日、護衛艦「ゆうぎり」が「第39次海賊対処行動水上部隊」として、横須賀を出港した。2019年も2020年も海賊行為の発生はゼロである。内閣官房は3月に発表した「2020年海賊対処レポート」で、「依然として状況は予断を許さず、継続した取り組みがなければ、再び大規模な海賊行為が発生するおそれがあります」と派遣を正当化するが、果たしてそうか。

アメリカ海軍は4月19日に原子力空母アイゼンハーバーとアラビア海を航行する第38次隊「せとぎり」の写真を公開した。海賊対処とは無縁なアメリカ海軍の中東パトロールに海自が付き合いはじめているということの証左である。この行動について海上幕僚監部も統合幕僚監部も、何も発表していない。こうした「脱法行為」は厳しく批判されるべきだ。安保法制の枠組みの中に入らず、防衛省設置法第4条第1項第18号「所

掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと」を適用した「日本船舶の安全のための情報収集」を目的とした中東への派遣も、すでに第5次隊が活動中である。

5月2日、統合幕僚監部は、第38次隊の「せとぎり」がフランス海軍の原子力空母シャルルドゴール、アメリカ海軍のイージス駆逐艦マハンなどと、「海賊対処共同訓練を実施しました」と発表。7月12日には、イギリス海軍の空母クイーン・エリザベス、アメリカ海軍の駆逐艦ザ・サリヴァンズと共同訓練を実施と発表。誰がどう考えても、海賊対処に空母はいらない。これは、「海賊対処」を名目にした中東における軍事力の増強に他ならない。

安保法制施行から5年、自衛隊の行動が世界に拡大する一方で、その内容は不透明な部分が増え続けている。そして、日本の外交は後退を続けている。特に中

国と韓国に対して。対立があればあるほど、対話を重ねるべきではないのか。日米軍事協力を拡大すること

にばかり専念している現状は、早急にあらためなければならない。（木元茂夫）

注

1 ピースデポ刊『ピース・アルマナック 2021』181ページに概要。

安保法制の法案のurlは以下。

https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/housei_seibi.html

2 2015年の新ガイドラインのurlは以下。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000078187.pdf>

3 ピースデポ刊『核兵器・核実験モニター』第558号（2018年12月15日）に詳細。

4 ピースデポ刊『核兵器・核実験モニター』第579号（2019年11月1日）に詳細。

トピックス

主要7か国首脳会議開催 —中国への対応に温度差

主要7か国首脳会議（G7サミット）がイギリス南西部コーンウォールで6月11日から13日にかけて、2年ぶりに対面形式で開催された。首脳宣言は人権、経済、安全保障など、一国だけで解決できない問題に幅広く言及した。

首脳宣言では、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋の維持の重要性が明記され、東シナ海と南シナ海での中国の海洋進出に懸念が表明された。首脳宣言の歴史の中で初めて台湾海峡情勢に触れ、「台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、両岸問題の平和的解決を促す」ことを求めた。新疆ウイグル自治区と香港に関しては、「特に新疆地区の人権と基本的な自由、香港の人権、自由と高度な自治権を尊重する」ことを求めた。中国への名指しはないが、強制労働への懸念も宣言に盛り込まれた。米国、英国、カナダは中国を強く非難しようとしたが、ドイツ、フランス、

イタリアは慎重だったという。フランスのマクロン大統領は閉幕後の記者会見で、気候問題や貿易での中国との協力の重要性を述べた。国際ルールの尊重と、政治体制を異にする国との協調のバランスをどう取るかでG7のメンバー間に温度差があると言える。実際、温暖化対策などで中国の協力は不可欠だ。それでもなお、責任ある行動を中国に求めるという大きな方向性でG7の考えはまとまった。

途上国支援として、G7は中国の巨大経済圏構想「一带一路」に対抗する形で、途上国のインフラ構築を支援する枠組みをつくることで合意した。また、低中所得国へのワクチン供給を本格的に開始することでも合意した。10億回分のワクチンが提供される予定だ。他にも、年間1000億ドルを目標に、気候変動対策を支援するための資金を拠出することが表明された。

米韓首脳会談で韓国のミサイル制限の解除が決まる—北東アジアで軍拡競争の懸念も

5月21日、米韓首脳会談がホワイトハウスで行われた。首脳会談で、両国は「ミサイル指針の撤廃」で合意した。韓国としては開発の自主権を回復することができ、米国としては自国の武器を移動させることなく、同盟国の力によって軍事力を拡大している中国を牽制することができるということで、両者の思惑が重なった。撤廃は韓国側の強い要望だったとされ、それを示すように、文在寅大統領は会見後の共同記者会見で、「うれしい気持ちでお伝えする。韓米同盟が堅固である

ことを対外的に示す象徴的で実質的な措置だ」と誇らしげに語った。韓国国防省報道官も、定例記者会見で、米国から同盟国として信頼されているとして、「韓国の国としての力量、地位、国際的な（大量破壊兵器）不拡散の模範国としてのわれわれに対する信頼が反映されたのではないかとみている」と述べた。

米韓ミサイル指針は1978年にでき、当初はミサイルの射程は180キロ、弾頭重量は500キロに制限されていた。代わりに、米国はミサイル技術を提供するこ

とになった。4回の改訂の後、巡航ミサイルと弾頭重量の制限はなくなったものの、弾道ミサイルの射程制限を800キロメートルとする指針が最後まで残っていた。指針がなくなれば、中国やロシアを射程に入れた中長距離ミサイルの開発ができるようになる。

射程500～5500キロの地上配備型の中距離ミサイルの保有を米国に禁じてきた中距離核戦力（INF）条約が2019年8月に失効して以来、アジアでのミサイル配備を米国は模索している。韓国が中長距離の弾道ミサイルを配備できるようになることは、中国の牽制のみならず、ロシアを牽制する役割を韓国に担ってもらうことも期待できるため、米国にとっては好都合である。

5月24日の定例会見で、ミサイル指針の撤廃について記者に問われた中国外務省の趙立堅副報道局長は、「朝鮮半島の平和と安定の維持、半島問題の政治的解決プロセスを進めるため、各国はともに努力する必要がある」などと答え、指針撤廃への懸念を示さなかった。

一方で、北朝鮮の朝鮮中央通信は5月31日、国際問題専門家名義の論評を発表し、ミサイル指針の撤廃が軍拡競争を招くことを懸念すると同時に、米国の敵対行為だとして反発した。論評は「朝鮮半島に（軍事的な）不均衡をつくり出してわが国に圧力をかけるのは、休戦状態の半島の不安定化につながりかねず、米国にとって深刻な失敗だ」と、米国に警告した。

国連報告書、「自律的な殺人兵器」がリビア内戦で使われた可能性を指摘

国連安全保障理事会が採択した、北アフリカのリビアへの武器の禁輸の制裁決議の実施状況を調査している国連の専門家パネルは、今年3月8日の「安保理決議1973（2011）に準拠して設置された、リビア専門家パネル最終報告書」で、リビアの内戦で、軍用の無人小型機（ドローン）が、「自律的な殺人兵器」として使われた可能性を指摘した。人間が指示しない形で、AI（人工知能）によって顔認証などで標的を定め、相手を追跡し、攻撃する自律型致死兵器が戦場で使われたのが事実だとしたら、世界初の実戦使用のケースとなり、国際的な議論に影響を及ぼすことになる。報告書には無人機の残骸の写真が掲載されている。それを基にパネルは分析を行った。リビアでは2011年にカダフィ政権が崩壊した後、内戦が続き、去年10月に停戦が合意された。

報告書によると、去年3月に、リビア暫定政権が軍事組織の攻撃の際に、トルコの軍事企業STMの開発し

た、標的を攻撃するようプログラミングされた無人小型機が逃げる民兵らを追尾し、攻撃を行ったという。攻撃の場所や日時、情報源、被害、死傷者など詳細については書かれていない。また、トルコ企業は疑惑を否定している。

自律型致死兵器は火薬、核兵器に続く「第3の軍事革命」とされ、米中露が開発を競い合っている。味方の被害が減り、敵の識別が容易になり、非戦闘員の被害が少なくなるとすれば、戦場でAIが活用される可能性は上がる。その一方で、非人道的だとして、特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みで規制することが検討されている。人間が関わらない攻撃の是非について国際的に議論し、そうした兵器の開発、拡散、使用を軍備管理・軍縮の枠組みで制限し、禁止することが今後ますます重要になってくる。

中国が軍備管理、軍縮、不拡散に関する方針を表明

2021年6月11日、中国の王毅外相がジュネーブ軍縮会議で「多国間主義を堅持し、共通の安全を求める」と題したビデオ演説を行い、軍備管理、軍縮、不拡散に関する4つの方針を示した。そのうち3つは核兵器のリスク低減と不拡散に関するもので、残りの1つは新興技術に関するものである。

この演説で王毅外相は、第一に、核軍縮は、公平性と合理性、段階的な削減、縮小バランスの原則に従うべきであると述べ、今後予想される核軍縮をめぐるせめぎ合いで中国のみが非対称的な核軍縮義務を科され

ないよう牽制した。また、「核戦争に勝者はなく、決して戦われてはならない」という1985年の米ソ首脳会談共同声明に盛り込まれたスローガンに言及したうえで、5つの核兵器国による「核兵器相互先行不使用条約」の締結を呼びかけた。また、ジュネーブ軍縮会議に対し、国際的な法的文書「非核兵器国に対する安全の保証」の策定にむけた交渉を直ちに開始し、できるだけ早質的に進展させるよう求めた。

第二に、王毅外相は、核不拡散条約（NPT）の3つの目標、すなわち、核軍縮、核不拡散、核エネルギーの

平和的利用をバランスよく進める必要があると述べ、あわせて「包括的核実験禁止条約」(CTBT)については、検証メカニズムを確立して、条約の早期発効に向けて努力する必要があると主張した。

第三に、王毅外相は、イランの核問題に言及し、米国とイランに対してイラン核合意（JCPOA）を本来の軌道に戻すべく外交努力を重ねるよう求めた。また、湾岸地域に安全保障に関する多国間対話の枠組みを確

立することを提唱するとともに、中東非大量破壊兵器地帯の設立を支持し、そのために積極的に努力すると表明した。一方、朝鮮半島の非核化については、対話により双方が共に段階的に進むという原則に従って、朝鮮半島の完全な非核化の実現と恒久的な平和メカニズムの確立という2大目標の達成に向けて努力するという従来の見解を改めて述べた。

長崎大、2021年の世界の核弾頭一覧を公表

2021年6月11日、長崎大学核兵器廃絶研究センターは、核弾頭追跡チームの市民データベースを更新し、6月1日現在における世界の核弾頭一覧（推計値）を公表した。それによると、現在、1万3130発の核弾頭が地球上に存在する。そのうちロシア（6260発）と米国（5550発）で全体の90%を占め、残りの10%を中国（350発）、フランス（290発）、英国（225発）、パキスタン（165発）、インド（160発）、イスラエル（90発）、北朝鮮（40発）が保有している。

1万3130発という核弾頭数は前年より280発の減少であった。核弾頭一覧によると、米国が250発、ロシアが110発、それぞれ前年より弾頭数を減らしたが、残念ながら、それをもって実質的な核軍縮が進んでい

るとはいえない。なぜなら、米ロは、退役・解体待ちの核弾頭は廃棄したものの、作戦配備された核弾頭搭載の潜水艦発射弾道ミサイルを、米国は100発、ロシアは64発、前年より増やしており、米ロ両国は実質的に核攻撃に対する即応態勢を強化したといえるからである。

また、米ロ以外の核保有国7か国のうち5か国が核戦力の強化を図っており、米ロ以外でも核軍縮は進んでいない。核弾頭一覧によると、前年と比べ、中国と英国がそれぞれ30発、インドが10発、パキスタンと北朝鮮がそれぞれ5発の核弾頭を増強した。現在の不安定な安全保障環境を反映してか、米ロ以外の核保有国は残念ながらむしろ核軍拡に向かう趨勢である。

広島高裁が「黒い雨」訴訟で画期的判決、国は上告を断念

7月14日、広島高裁の西井和徒裁判長は、「黒い雨」訴訟の控訴審判決で、原告全員を被爆者と認定した一审審広島地裁判決（本誌第5号参照）を支持し、広島県や広島市、国側の控訴を棄却し、広島県内の男女84人（うち14人は死亡）全員を被爆者と認定し、被爆者健康手帳の交付を命じる判決を下した。司法として初の判断を含む画期的判決となっている。まず争点となっていた被爆者援護法による被爆者の認定要件について「放射能による健康被害が生じることを否定できないと立証すれば足りる」とし、「科学的知見による高いレベルの証明が必要」とした国側の主張を退けた。さらに黒い雨には放射性降下物が含まれていた可能性があるとし、内部被曝による健康被害の影響を重視し、がんや白内障など11疾病の発症という認定の要件を外し、黒い雨に遭った人は被爆者に該当すると判断した。また黒い雨が降った範囲については、国が定めた区域より広いと認定し、原告の状況を個別に判断し「いずれも黒い雨に遭ったと認められる」と結論付けた。

この判決を受け、湯崎広島県知事は、「県としては上告したくない」と語り、松井広島市長も「黒い雨体験者の思いと、降雨地域の拡大を目指す市の思いを国に訴える」と述べた。黒い雨の健康被害を訴える市民の声を受け、援護区域の拡大を求めてきた広島県、広島市は、ともに上告したくないという意思を表明している。被爆行政のありようを根本的に否定された形となり、上告を検討することが予想される厚生労働省との協議の行方が注目された。

そうした中、7月27日、政府は、内閣総理大臣談話を閣議決定し、今回の判決が、「「黒い雨」や飲食物の摂取による内部被曝の健康影響を、科学的な線量推計によらず、広く認めるべきとした点」については、政府として容認できないとの立場を明らかにした上で、上告は行わず、原告全員に被爆者健康手帳を速やかに発行とした。また84名の原告と同じような事情にあった人々についても、「訴訟への参加・不参加にかかわらず、認定し救済できるよう、早急に対応を検討」するとした。

連載エッセイ

全体を生きる

梅林宏道

(題字は筆者)

第33回 韓国民主化闘争と出会う(1)

前回のエッセイで、相模原を根拠地とする運動の深まりの中で、私自身は東京における労働運動、市民運動と繋がる機会が増えていったことを述べた。その主な理由は米軍基地との関りではなくてアジアとの関りであった。その経緯を述べたい。

1980年前後、私は韓国民主化闘争やフィリピンの反マルコス闘争などアジアの民衆闘争に大きな影響を受けた。相模原における「労働者・生活者センター」が運動の方向をめぐって試行錯誤を始めていたところである。アジアの民衆闘争と繋がることが可能になったのは、一つには日韓連帯運動に関ったからであり、もう一つはアジア太平洋資料センター（PARC）からの誘いのお陰であった。

なかでも韓国民主化闘争との連帯運動から得たものは限りなく大きい。

1976年3月1日、ソウルで民主救国宣言が発せられ、署名をした多くの民主人士の逮捕連行が始まった。宣言を契機に朴正熙軍事独裁政権を打倒する韓国民主化闘争が新しい段階に突入した。

この同じ日に、横浜の在日韓国居留民団（現在の在日韓国民団）神奈川県本部事務所で不法占拠事件が発生した（「民団神奈川事務所不法占拠事件」という）。民団神奈川は民主派の人たちが執行部を握っていたが、それを潰すために朴政権下のKCIA勢力約50人が乱入して事務所を占拠したのである。事件はやがて裁判闘争へと発展するのであるが、朴政権と癒着した日本政府のもので、警察をはじめ日本の行政機関が民主派民団を不当に扱う兆候が見られた。日本の市民として、日本政府の不当介入を阻止する活動が必要と考えられ、「『民団神奈川事務所不法占拠事件』を怒る実行委員会」が結成されることになった。芥川賞作家の宮原昭夫さんが代表をしていました「湘南・金芝河を救う会」が呼びかけ、「戦車を止める会」もそれに応えた。

これが、私の日韓連帯運動への参加の始まりであった。

76年9月に不法占拠事件が一段落したところで、「怒る会」は「日韓連帯神奈川民衆会議」（以下「民衆会議」）を結成する

ことになった。韓国民主化運動の成功と日韓関係の正常化のためには、日本政財界の朴政権との癒着を断つ、日本の市民の責任における連帯運動が必要であるとの認識であった。民衆会議は横浜駅西口に近い場所に事務所を構え、金芝河の詩のタイトルをとって黄土社と名付けた。私は、黄土社に足繁く通うようになった。

民衆会議の活動は、民団神奈川やその青年組織である在日韓国青年同盟（韓青）ハンチヨン神奈川との繋がりを深めた。その繋がりは必然的に民主派韓国人の在東京の中心組織である「韓国民主回復統一促進国民会議」（「韓民統」）や韓青本部との交流を深めることになった。

ここでは経過を端折るが、やがて1979年11月、民主派韓国人運動との自立と連帯の原則を話し合ったのち「日韓民衆連帯首都圏連絡会議」（「首都圏連」）が結成され（青地晨、小田実、宮崎繁樹の3氏が共同代表）、私はその事務局長を務めることになった。さらに、1981年6月には、別の組織「日韓民衆の連帯をつくる行動連絡会」（「行動連」）が結成され、私が代表を務めることになった。首都圏連は、在日韓国人組織の運動との連帯を重視して結成された。彼らが置かれている日本における状況に配慮したとき、政治的な理由から私たちの行動を慎まなければならない場面が生じるという制約があった。しかし、一方で、当時私たちが直面した日本の労働戦線統一、レーガン大統領登場下の日米安保体制などの問題は、日本の市民運動として見逃すことのできない課題であった。それらは、日韓連帯の観点からも、日本自身の変革を求める主張を掲げた闘いを必要としていた。そのような自由度をもった運動として、韓民統などの了解を得て行動連は結成された。そこには、1980年5月の光州民衆決起の影響を強く受けた時代背景も重なっていた。

このように、1980年を前後する時期、私は神奈川の「民衆会議」、首都圏の「首都圏連」と「行動連」と、日韓連帯運動に深く関わり、相模原から横浜、そして東京と頻繁に通い、動き回っていた。

なかでも、韓国民主化闘争のなかに登場する韓国の労働運動に強く惹かれた。首都圏連の結成集会の日は1979年11月13日であったが、その日が選ばれたのは理由があった。当時の激動の時代を感じることができるので、「結成宣言」の冒頭部分を紹介しておきたい。

「全泰壱氏^{チヨンタイル}が労働3権を求めて焼身抗議をして9周年目にあたる今日、日韓民衆連帯首都圏連絡会議を結成した。今日はまた、全泰壱氏を死に追いやった独裁者朴正熙が韓国民衆蜂起に端を発する内部抗争で射殺されてからわずか18日目である。こ

の激動する現代史の真只中で連絡会議が発足することに私たちは緊張感を覚えずにはいられない。」

1970年11月13日に焼身自殺をした全泰壱^{ヒョンファシヤン}は、ソウルの平和市場の縫製工であった。22歳の若さで命を絶った彼の焼身抗議は、けっして刹那的な行動ではなかった。無学の彼は向学心に燃えつつ思考し、膨大な手記を残している。「炎よ、わたしをつづめ」(金英琪著、たいまつ社)を読んだとき私は強い衝撃を受けた。日韓連帯運動を始めなければ出会うことのなかった本であつただろう。



うめばやしひろみち

1937年、兵庫県洲本市生まれ。ピースデボ特別顧問。長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)初代センター長(2012~15年)。

平和を考えるための 映画ガイド

◆映画『青い山脈』

民主化時代の女神——原節子

1945年8月15日、太平洋戦争が終わった。敗戦後、焼け野原の中に取り残された日本人にとって、暮らしがどんなに辛く苦しいものであったのかは私たちには想像もつかない。戦争の終わった喜びだけではなく、きっと慘めさや葛藤もあつただろう。日本人にとって、終戦は明らかに一つの時代の終わりを意味していた。それまで信じていた価値観を突然否定されることはそれまでの自分自身を否定されることなのだから、多かれ少なかれ、また意識しようとしていまいと、苦悩するのは自然なことでもあつただろう。新しくやってきた自由と民主主義を人々はどんな思いで見上げたのか。

民主主義という思想そのものに顔はないが、『青い山脈』に登場する原節子はその一つのイメージを体現しているように思われる。『青い山脈』は戦後まもない1949年にはじめて公開され、その後何度もリメイクされた昭和を代表する名作である。舞台は東北のある港町の女学校で、原節子はそこに東京から赴任してきたばかりの教師を演じている。一人の女子学生の男女交際が発端となって、この「古い町」で地元の名士たちまでをも巻き込んだ大騒動が展開していく。

示唆に富むことに、『青い山脈』で原節子演じる教師

島崎雪子が対立するのは、女学校の学生たち自身である。彼女たちは「母校を愛する純粋な熱情」から、男女交際の発覚した一人の学生を学校の恥だと主張して退学に追い込もうとする。その際の理屈も、一見すると筋が通っている。風紀に関しては「学生の自治」を尊重せよというのである。他の教師や町の人たちは古くさい価値観のほうに親近感を覚えてはいるものの、女学校での騒動にむしろ当惑しているところが大きい。ただ島崎一人が学生たちの主張に潜む偽善と戦わねばならないと決意している。

一見、自由な恋愛を肯定する青春もののようにいながら、『青い山脈』が描き出すのは日本において民主主義が受容される過程の物語である。原作となったのは1947年6月より朝日新聞で連載された石坂洋次郎の同名の小説だが、連載開始の一月前にあたる1947年の5月3日といえば、新憲法の施行日である。原節子の明るく美しいイメージは、戦後民主化にとって一つのまばゆい「顔」となったに違いない。(うろこ)

『青い山脈』

監督：今井正

1949年／日本／169分

日誌

2021.5.16~7.15

作成:光岡華子、ドゥブルー達郎、渡辺洋介

【核兵器・軍縮】

- 5月18日 米軍縮大使、国連軍縮会議で中国が核兵器をめぐる米国との協議拒否と発言。中国は対話の用意あると反論。
- 5月19日 広島で計120冊の原爆死没者名簿の風通し。
- 5月20日 長崎市、平和発信活動への最大20万円補助事業の第1回選定審査会実施。
- 5月24日 米露安保担当高官、ジュネーブで首脳会談実現に向け協議。
- 5月25日 来年1月開催予定の第1回核禁条約締約国会議、延期案が浮上。
- 5月25日 1958年の台湾海峡危機の際、米政府が中国本土への核攻撃を検討し、沖縄への報復攻撃を容認する意向を示していたと判明。
- 5月27日 被爆三世の富永幸葵さん、米デュポール大オンライン講座で祖母の体験語る。
- 5月28日 欧州6基地の米核兵器情報、学習支援サイト「チエグ」や「クラム」などで一時閲覧可能に。
- 5月30日 広島市、核兵器禁止条約学ぶオンラインセミナー初開催。約320名参加。
- 6月7日 ICAN、核兵器保有国の核兵器関連費用はコロナ禍でも前年比14億ドル増の年間7.9兆円と報告。
- 6月11日 長崎大学RECNA、世界の核弾頭数前年比280発減の1万3130発とデータ公表。(本号参照)
- 6月14日 広島の被爆建物「旧陸軍被服支廠」の保存活用目指す自民党議員連盟、厚生相に現地視察を要望。
- 6月16日 米露首脳、会談後に共同声明で新たな軍備管理協議開始で合意と表明。
- 6月17日 中国、米露首脳の核軍縮協議開始合意に「歓迎する」と評価。
- 6月25日 広島市、過去最大級の旧陸軍施設の被爆遺構公開。サッカースタジアム建設予定地で発見。
- 7月1日 米国務省、中国がICBM格納庫とみられる施設建設との報道受け懸念表明。

念表明。

- 7月2日 米国立トーマン図書館、広島の原爆で亡くなった佐々木貞子さんの折り鶴を正式展示。
- 7月7日 核兵器禁止条約国連採択から4年。核禁条約発効後初の平和首長会議がオンライン開催。被爆地からの発信強化確認。
- 7月13日 平和首長会議、市民社会における平和意識醸成など盛り込んだ新ビジョン発表。
- 7月14日 黒い雨訴訟、広島高裁が昨年の地裁判決支持し、幅広く被爆者認める。県と市の控訴棄却。(本号参照)

【日米安保・憲法】

- 5月19日 参院憲法審査会で、国民投票法改正案審議入り。
- 5月21日 岸防衛相、米宇宙司令官と会談。日米防衛当局間の協力について意見交換。
- 5月24日 自民国防部会、安保環境の悪化受け、政府への防衛費抜本的増額提言まとめる。
- 6月11日 改正国民投票法、提出から約3年経て成立。
- 6月16日 米臨時大使、離任前に「日米関係拡大に疑問の余地なし」とメッセージ公開。
- 6月16日 米露首脳がバイデン氏就任後初会談。核軍縮・サイバー安保協議で一致。
- 6月16日 自民改憲推進本部、安倍前首相が最高顧問就任後初出席し、憲法本体の議論進める方針確認。
- 6月22日 岸防衛相、6月24日から7月11日まで過去最大級の日米共同対空戦闘訓練実施と発表。
- 6月25日 在日米陸軍新司令官着任。「同盟国日本を尊重し支える」と決意述べる。
- 7月3日 露外務省、24日からの日米共同訓練に対し、規模の大きさと北海道での実施に不快感示す。
- 7月9日 防衛省、横田基地のオスプレイが青森県小川原湖上空で事前通告せず訓練した問題受け、米軍に事前通告の申請求める。
- 7月12日 岸防衛相、米戦略軍司令官との対談で、軍備強化の中国念頭に「核抑止を極めて重視」と伝える。

【朝鮮半島】

- 5月21日 米韓首脳会談で韓国のミ

サイル制限の解除に合意。(本号参照)

- 5月26日 米国、DPRKを25年連続で対テロ非協力国に再指定。
- 5月31日 DPRK、韓国のミサイル制限解除を非難。
- 6月3日 DPRK、日米韓の空軍演習「レッドフラッグ」を巡り韓国を非難。
- 6月6日 韓国統一相、8月の韓米軍事演習について「最大限柔軟に調整を」と主張。
- 6月9日 韓国与党と政府、対DPRKでの韓米連携強化を確認へ。
- 6月12日 金正恩、党中央軍事委拡大会議を主宰し、「激動態勢維持」を強調。
- 6月18日 金正恩、「対話・対決いずれも準備を」と、米現政権発足後初の対外メッセージ。
- 6月18日 DPRKの対GDP比軍事支出が世界トップへ。平和度指数は最下位レベル。
- 6月22日 金与正、「誤った期待、自らを失望に陥れる」と米国をけん制。
- 6月25日 韓国の外交部、DPRKとの「対話の可能性は開かれている」との認識を示す。
- 7月9日 韓国情報機関、DPRKが米国との対話再開の可能性があると分析。
- 7月11日 中朝首脳、友好条約60年で親書を交換。

【イラン・中東】

- 5月20日 イスラエルとパレスチナがエジプトの仲介で停戦に合意。
- 5月24日 イランはIAEAに対し、核関連活動査察のための監視カメラの映像を破棄せず、その保管期間を1か月間延長すると通知。
- 5月26日 シリアで大統領選挙が行われ、現職のバッシャール・アサド大統領が95.1%の得票率で再選。
- 6月13日 イスラエルでナフタリ・ベネットを首相とする8党連立内閣が発足。2009年から連続12年間続いたネタニヤフ政権が終焉。
- 6月14日 トルコのエルドアン大統領、NATO首脳会議の際に、米国のバイデン大統領と個別会談。
- 6月21日 イランのライシ次期大統

今号の略語

- AI=人工知能
- AMISOM=アフリカ連合ソマリアミッション
- CBRN=化学(chemical)生物(biological)放射物質(radiological)核(nuclear)
- CCW=特定通常兵器使用禁止制限条約
- DPRK=朝鮮民主主義人民共和国
- IAEA=国際原子力機関
- ICAN=核兵器廃絶国際キャンペーン
- ICBM=大陸間弾道ミサイル
- INF=中距離核戦力
- ISAF=国際治安支援部隊
- ISR=情報収集、警戒監視及び偵察
- JCPOA=イラン核合意
- NATO=北大西洋条約機構
- PKO=平和維持活動
- RECNA=長崎大学核兵器廃絶研究センター

●ピースデポ入会の案内

会員、賛助会員、年間購読者には、『脱軍備・平和レポート』(年6回)と『ピースデポ会報』(年2回)に加え、資料年鑑の書籍『ピース・アルマナック』をお届けします。
詳細や入会の申し込みはピースデポ HPをご覧ください。
[\(http://www.peacedepot.org/joinus/member/\)](http://www.peacedepot.org/joinus/member/)

領が、記者会見で「米国は直ちに核合意に再び参画し、合意下の義務を果たすべきだ」と主張。核合意再建に向けて前向きな姿勢を示す。

- 6月25日 IAEA、イランが5月24日に1か月延長を約束した核関連活動を査察する監視カメラ撮像のさらなる延長に関する早期回答をイランに要求。
- 6月27日 イスラエルのラピード外相、ローマでブリンケン米国務長官と会談し、米国が目指すイラン核合意再建に懸念を伝達。
- 7月14日 イランのロウハニ大統領は「次の政府が作業を完了できるよう望む」と述べ、自身の任期満了前の核合意再建の断念を表明。

【原発】

- 5月16日 経産省、2030年度実現を目指す新電源構成比率で、原発は現行の2割維持で調整と判明。脱炭素電源を約6割に引き上げる方針。
- 5月19日 原子力規制委、廃炉確定の福島第二原発核物質防護区域の管理不十分が三件あったと発表。最も軽微なレベルで現在は対策済み。
- 5月19日 原発事故で全住民避難続く福島県双葉町、事故後初となる米の試験栽培開始。
- 5月23日 環境省、福島原発除染廃棄物県外最終処分に向けた市民との対話集会初開催。今年度中に全国各ブロックで集会開催を予定。
- 5月26日 福島第一原発周辺除染作業実施個所の2%に当たる約1万2,800か所で、除染前の数値を下回らず。
- 5月28日 韓国、IAEAに福島原発「処理水」放出への憂慮伝達。
- 5月31日 福島県内2か所で政府が原発「処理水」会合開く。地元関係者らは反対や風評被害対策訴え。
- 6月2日 東電、柏崎刈羽原発の不祥事巡り原因究明にあたる独立検証委員会の設置発表。
- 6月7日 政府、宮城県庁で「処理水」放出について市民から意見聴取。風評被害対策や賠償仕組みの具体化求める声相次ぐ。
- 6月14日 原発事故で新潟に避難した住民ら、国と東電に慰謝料求めた訴訟

で、東電にのみ一部賠償求めた新潟地裁の判決を控訴。

- 6月18日 環境省、「処理水」放出前後の海域監視強化検討する専門家会議の初会合開催。
- 6月23日 原子力規制委、中国電力が2015年に島根原発の機密文書を誤廃棄しているながら今月まで未報告であったと公表。
- 7月2日 関電、美浜原発3号機に緊急時の給水設備に異常発見と発表。
- 7月6日 福島第二原発の廃炉作業の様子、初めて報道陣に公開。
- 7月6日 東電株主が旧経営陣に支払い求めた訴訟、東京地裁で事故当時の社長らの尋問。社長らは原発事故の責任否定。
- 7月12日 経産省有識者会議、原発は太陽光より割高との試算示す。
- 7月13日 東北電力、12日に女川原発で作業員7人が硫化水素吸い込み搬送される事故発生と発表。
- 7月13日 原子力規制委、テロ対策不備問題続いた柏崎刈羽原発を立ち入り検査。
- 7月15日 政府内で原発運転期間延長論が浮上。現行最長60年超えの延命頼み強まる。

【沖縄】

- 5月19日 米軍那覇港湾施設の浦添市移設巡り、オンラインで関係者協議。沖縄県側が国に代替施設面積の可能な限りの縮小を求めた。
- 5月22日 政府関係者、陸自の離島奪還作戦専門部隊「水陸機動団」第3部隊の長崎配備検討を表明。沖縄案もあったが、沖縄には当面配備せず。
- 5月25日 日米合同委員会、浦添市の米軍牧港補給地区の一部月内返還合意。
- 5月26日 米軍、津堅島水域で今年7回目のパラシュート降下訓練実施。24日の県による中止要請従わず。
- 5月27日 玉城知事、米軍基地負担を約70%から50%以下への軽減求め政府に初要請。
- 5月27日 嘉手納基地内にミサイル保管庫新設判明。周辺自治体に事前連絡無し。
- 5月29日 中城海保職員、辺野古新基

地建設に関わる警戒船の燃料重油流出を確認。油は吸着マットで回収済で被害報告は無し。

- 5月30日 海自、26~29日に沖縄当方で米空母と戦術訓練実施と発表。
- 6月2日 うるま市津堅島の畑に普天間所属の米軍ヘリ不時着。被害確認されず。
- 6月8日 普天間所属ヘリのうるま市津堅島不時着受け、米海兵隊大佐が訪問し謝罪。
- 6月10日 うるま市の米軍基地外に有機フッ素化合物を含む水流出。
- 6月17日 佐喜眞美術館、丸木位里生誕120周年記念で《沖縄戦の図》全14部を1月17日まで展示。
- 6月17日 沖縄県、うるま市の有機フッ素化合物含む汚染水流出事故受け外務省沖縄事務所に抗議。
- 6月22日 米軍基地建設に戦争犠牲者の遺骨混じる土砂が使われる可能性があるとして、反発する市民団体がオンライン記者会見。
- 6月23日 沖縄戦慰靈の日。
- 6月24日 玉城知事、県議会での質問で土地規制法運用に懸念示す返答。
- 6月28日 沖縄県議会、米軍ヘリ不時着事故に対する抗議決議と意見書全会一致で可決。
- 7月4日、5日 米軍関係者の酒気帯び運転を現行犯逮捕。
- 7月7日 米軍キャンプ・ハンセン内で今年6度目の山火事発生。
- 7月8日 玉城知事、米軍の普天間貯水槽の汚染水放出意向受け、強い不快感示す。
- 7月13日 米軍ヘリ、渡名喜島沖に工具や軍用食の入った鉄製2.4mのコンテナ落下させる。

【その他】

- 5月28日 長崎市長、今年の平和祈念式も例年の10分の1程度に規模縮小と正式発表。

編集後記

▶今回はピースデポで理事を務めている、木元茂夫さんに特集記事を書いていただきました。お忙しい中ありがとうございました。自衛隊の活動領域が拡大し、日米の軍事一体化が加速していることが分かります。

▶安保法制が施行されて今年で5年になります。条件付きで集団的自衛権の行使が可能になったばかりでなく、後方支援の対象は米軍以外の

他国軍に拡大しました。また、後方支援で弾薬の提供や戦闘機への給油が可能になりました。さらに、国連決議があれば、国連が統括しない「国際連携平和安全活動」にも自衛隊員を派遣することができるようになりました。

▶集団的自衛権の行使はまだありません。しかし、自衛隊の任務は大きく広がり、日米の軍事一体化が進ん

でいます。自衛隊の新任務である、他の艦艇や航空機を守る「防護」活動の実施数は17年の2件から始まり、20年には過去最多の25件でした。しかし、米軍への配慮から、活動情報の公開は限定的で、自衛隊の活動実態は不透明です。

▶自衛隊の活動に歯止めを利かせるために、市民が声を上げ続けることが大事です。（ドゥブルー）

ピースデポの出版物

『ピース・アルマナック2021』

B5判、258ページ

編著:ピースアルマナック刊行委員会
監修:梅林宏道
出版社:緑風出版

★注目新資料

「核兵器禁止条約」関連資料／マクロンの核抑止戦略演説／プーチンの核使用条件の原則／沖縄米軍基地のコロナウィルス感染

★巻頭エッセイ：

日野川静枝:大学の自治

★2020年解題

中村桂子／前川大／榎本珠良／河合公明など

定価 2300円(税別)

新刊!!
(会員には無料配布)



近刊 シリーズ第1弾!!

『梅林宏道の仕事の深層【1】 北朝鮮の核兵器—世界を映す鏡』

高文研:A5版、9月出版予定

北朝鮮の核問題の歴史と私たちにとっての意味を考えるための書下ろし。

《序章》視座を正す／《第1章》初期の核開発／《第2章》束の間の春へ／《第3章》米ネオコン政治と6か国協議／《第4章》並進路線と戦争抑止力／《第5章》希望と期待／《第6章》核・ミサイル技術の現状／巻末資料／関連年表

北東アジア非核兵器地帯へ:朝鮮半島非核化合意の公正な履行に関する市民の監視活動

非核化合意履行・監視プロジェクト

最新号「監視報告No.32」(6月12日)

「米朝交渉再開のためには、米国がまず信頼醸成の行動をおこす番だ、しかも一日も早く。」

ブログ: <https://nonukes-northeast-asia-peacedepot.blogspot.com/>
メルマガ無料送付希望の方は、office@peacedepot.orgまで

● 寄附のお願い

私たちの調査・研究活動は、平和・軍縮問題に関心を持つ、一人一人の市民によって支えられています。皆さまのご支援をお願いします。寄附には「よこはま夢ファンド」もご活用ください。

【郵便振替口座】

口座番号 00250-1-41182

口座名称 特定非営利活動法人ピースデポ

【銀行口座】

横浜銀行 日吉支店

普通 1561710 トクヒ ピースデポ

● 「よこはま夢ファンド」 8月10日までにご寄付を!

横浜市市民活動推進資金「よこはま夢ファンド」を活用してピースデポに寄付を頂くと、所得税や法人税について寄附金控除など税の優遇措置が受けられます。横浜市以外の方の場合は、返礼品もあります。

詳しくは横浜市HPをご覧ください。寄付は全国どこからでも可能です。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/shien/yumefund/gaiyou.html>)

次の方々が本号の発行に
参加・協力しました

朝倉真知子、池田佳代、梅林宏道、木元茂夫
清水春乃、高橋あゆみ、ドゥブルー達郎、
中村和子、原三枝子、光岡華子、
湯浅一郎、渡辺洋介 ※50音順

『脱軍備・平和レポート』第10号

発行日 2021年8月1日

発行元 NPO 法人ピースデポ

〒223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリューネ1F

TEL 045-563-5101 FAX 045-563-9907

Eメール office@peacedepot.org

ホームページ <http://www.peacedepot.org>

編集委員

池田佳代、ドゥブルー達郎（編集長）、湯浅一郎、渡辺洋介

制作 NPO 法人ピースデポ

印刷 (株) 野崎印刷紙器

定価：300円